

最優秀答案

回答者 T.H 74点

第1 甲の罪責について

1 甲が消火活動をせずに、建物から立ち去った行為に、現住建造物放火罪（108条）が成立するか。

2 甲の行為は、上記不作為であるが、「放火」したといえるか。

(1) 実行行為とは法益侵害惹起の現実的危険性のある行為をいうところ、不作為によっても、かかる危険性は惹起できるから、実行行為性は認められ得る。もっとも、刑法の自由保障機能の観点から、作為との構成要件的同価値性が要求される。具体的には、①法的作為義務の存在と、②作為の可能性・容易性が要求される。

(2) これを本件についてみる。

まず、甲は自らの不注意により、煙草の火がデスクに燃え移ったのだから先行行為を行っている。また、事務所にいるのは甲だけであったのだから、焼損の結果が生じるか否かは甲に排他的に依存していたといえる。

さらに甲はX社の従業員である以上、契約上消火活動をする義務があったといえる。したがって、甲には消火活動をする法的作為義務があった（①充足）。

次に、甲は宿直室には消火器が置いてあることも知っており、直ちに消火器を用いて消火活動をするか、Aに助けを求めることは容易であった。

したがって作為の可能性、容易性が認められる（②充足）。

よって甲の不作為は「放火」に該当する。

3 そして、火は事務室内の天井にまで燃え広がり、1階事務室天井部のほとんどが焼失しており、火が媒介物を離れ、独立して燃焼を継続する状態になっているから「焼損した」といえる。

4 では甲の不作為と、「焼損」という結果の間に因果関係は認められるか。

この点、不作為の因果関係も、作為と別異に解する必要はないから、作為をしていれば、結果を回避できていたことが、合理的疑いを超えて确实と認められれば、因果関係が肯定できる。

本件では、甲が消火活動をしていれば、天井へ燃え移ることを回避することはほぼ確実に可能であったのだから、因果関係は認められる。

5 本件で焼損したのは、1階部分であるところ、Aがいたのは2階の宿直室であり、2階については燃え移っておらず、「焼損」したとはいえない。

このような場合でも、「現に人がいる建造物」を焼損したといえるか。

(1) この点、非現住建造物を焼損した場合でも、現住建造物と物理的・一体的、又は機能的・一体的性が認められる場合には、現住建造物を焼損したといえる。なぜなら、人の生命・身体への危険は、そのような場合には生じているといえるからである。

(2) これを本件についてみる。

本件建物は1階と2階の境目部分については難燃性の素材を用いた耐火工事が施されており、延焼可能性はないとも思える。しかし、かかる工事は比較的簡易な工事であり、状況によっては火勢が2階以上に及ぶ恐れが絶対になくはない構造であった。すなわち、1階部分から2階部分への延焼可能性は認められる。したがって、本件営業所と宿直室は物理的に一体であったといえる。

よって甲は「現に人がいる建物」を焼損したといえる。

6 また甲は、このまま放置すれば、火勢が拡大してすぐに建物に燃え移ることを十分に認識していたが、それでも構わないと考えており、故意(38条1項)も認められる。

7 以上より、甲の不作为には現住建造物放火罪が成立し、甲はかかる罪責を負う。

第2 乙の罪責について

1 乙が、Aに睡眠薬を飲ませて眠らせた行為に、殺人未遂罪(203条、199条)が成立するか。

(1) かかる行為をもって、「実行に着手」した(43条前段)といえるか。

ア 前述の実行行為の意義から、かかる危険性が生じた時点で実行の着手が認められる。その判断においては行為者の計画をも考慮する。

イ 乙は女であり、Aとは体力差があるから乙が、家に火をつけてAを殺害するには上記行為が必要不可欠であった。

また乙は A を眠らせてすぐに火を付けようとしており、時間的、場所的接着性がある。

さらに、アパートには他人は来ないから、乙が家に火をつけるのに、何ら障害はない。

よって、乙が A を眠らせた時点で、第 2 行為により A が死亡する危険が生じており、実行の着手が認められる。

(2) もっとも、A は死亡していない。よって乙の行為には殺人未遂罪が成立する。

(3) もっとも、乙には中止犯が成立し、刑が減免されないか。

ア この点、中止犯の根拠は責任減少にあるから「中止した」といえるには真摯な中止行為が必要である。

イ 乙は A が死亡するかもしれないと思いつつ、犯行発覚をおそれ立ち去っており真摯な中止行為は認められない。

よって中止犯は成立しない。

2(1) 乙が灯油を部屋にまき、ライターへ着火部分に指をかけた行為により現住建造物を焼損させる危険が発生しており、現住建造物放火罪の実行の着手が認められる。

もっとも焼損していないから乙の行為には現住建造物放火の未遂罪（112 条、108 条）が成立する。

(2) もっとも、乙は作意に中止しており、中止犯が成立する。

3 以上より、乙の行為には殺人未遂罪と現住建造物放火未遂罪が成立し、法益が異なるため併合罪となり、乙はかかる罪責を負う。

以上